

浜松市こどもの権利フォーラム及びワークショップ業務 評価基準

評価項目		評価のポイント	配点
提案に対する評価	実施体制の妥当性	・業務を実施できる体制が整っているか。	10
		・こどもの権利やこども・若者参画に関連する事業実績は十分であるか。	5
ヒアリングの評価	理解度	・本事業の目的、意義を理解できているか。	10
	専門技術力	・こどもの権利に関する基本的な考え方は適切か。	5
		・本事業に適したファシリテーション手法を有しているか。	5
	実現性	・提案内容は具体的で実現性があるか。	10
	独創性	・テーマ設定の適切さと独創性はあるか。	10
		・プログラム構成の充実度、講師やパネリストの選定方針の妥当性はあるか。	10
		・企画内容の適切さと独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	10
		・参加者募集方法の効果性はあるか。	10
・会場設営と運営方法の具体性はあるか。		10	
その他	社会貢献活動等に係る認証等の有無	<p>企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。</p> <p>1 項目取得…1点 2～3 項目取得…3点 4 項目以上取得…5点 (対象となる認証等)</p> <p>(1)浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2)浜松市消防団協力事業所の認定 (3)浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4)健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5)浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6)浜松市企業のCSR活動表彰（注1）</p>	5
合計			100

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は、評価委員1人あたりの点数100点×出席した評価委員の人数とする。
- 3 評価点の満点の60%を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。